

令和6年第3回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年9月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第39号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について
第 5 議案第40号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第41号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）
第 7 議案第42号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 8 議案第43号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
第 9 議案第44号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）
第10 認定第 1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について
第11 認定第 2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第12 認定第 3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第13 認定第 4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14 認定第 5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第15 同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて
第16 一般質問
えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書について
安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能 登 ゆ う 君
5番	川 人 孝 則 君	6番	藤 門 弘 君
7番	山 口 芳 之 君	8番	岩 井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君
副	村	大	石	和	朗
会	計	谷		早	苗
管	理				
者		秋	元	千	春
総	務	小	林	義	幸
課	長	高	松	重	和
住	民	神		信	弘
課	長	釣	賀	謙	一
保	健	根	井	朗	夫
福	祉	藤	田	俊	幸
課	長				
産	業				
課	長				
建	設				
課	長				
教	育				
長					
教	育				
委	員				
会	次				
長					

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書			記	今	泉		央	君

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案6件、認定5件、同意案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によりまして、議長において7番、山口芳之君及び1番、阿部猛君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月24日までの6日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和6年7月から8月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから5ページとして配付いたしております。

続きまして、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

- 村長（馬場 希君） おはようございます。行政報告の前に先般土日に行われましたま

るっとカルデラ農村フェス無事、若干ちょっと天気は心配されたのですがけれども、大きな事故もなく、昨年のような渋滞も起きずにといいことで、村内でお店を出されていた方々の品物はほぼほぼ完売できたようなことも伺っております。まだ実行委員会から報告は受けていませんけれども、議員の皆様にもいろいろご協力をいただいたということで、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず、1つ目として「令和5年度普通会計バランスシート（貸借対照表）について」ということであります。1ページをお開きください。初めにというところを読み上げます。地方公共団体（以下、「当該団体」という。）において財務書類を作成する目的は、経済的または政治的意思決定を行うべく当該団体の期末における財政状態に関する情報を利用する者に対し、意思決定に有用な情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と資産、債務管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることにあります。

具体的には、当該団体の財政状態が分かる貸借対照表、発生主義による一会計期間における費用、収益が分かる行政コスト計算書、純資産の変動が分かる純資産変動計算書及び資産収支の状態が分かる資金収支計算書により現在の財政状況並びに将来情報を予測することができるということでこの書類を作成しております。

財務書類から分かることとして、令和6年3月31日現在で赤井川村の総資産は約108億円となり、負債は約25億円、その差である純資産は83億円となっております。

2ページについては、書類作成のことについてそれぞれ役割等を含めて記載をさせていただきます。

5ページ以降、一般会計と貸借対照表と数字で表しておりますので、後ほど高覧いただければというふうに思います。

続きまして、2番目の「地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告」について11ページをお開きください。

11ページ目を読み上げます。地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。令和5年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果を監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告いたしますということで、12ページに健全化判断比率、資金不足比率を載せてございます。

注意事項を読み上げますけれども、健全化判断比率については実質赤字比率は黒字であることから算定されないと。連結実質赤字比率は、資金剰余が黒字であることから算定されない。3、将来負担比率は充当可能財源より少ないことから算定されないということになっております。

資金不足比率につきましても、一番下の注意事項を読みます。各会計の資金不足比率は、資金剰余が黒字であることが算定されないということになってございます。

13ページ目に用語の説明も載せておりますので、後ほどお読みいただければというふうに思います。

続いて、3番目、「株式会社モンベルとの連携協定について」ということで読み上げて報告させていただきます。

赤井川村と株式会社モンベルとの包括協定の締結について。

アウトドア活動などの促進を通じた地域の活性化と住民生活の質の向上に資することを目的に令和6年8月21日に株式会社モンベルとの包括協定を締結しましたので、次のとおり行政報告いたします。

包括協定の概要、赤井川村と株式会社モンベルは緊密な相互連携の下、産業の活性化や地域の魅力発信による活力の醸成、良好な村内生活環境の確保、防災、災害対策などの分野で連携の推進を図ることを目的として双方が合意し、協定締結を行っております。

連携事項は、記載のとおり7つ連携事項として挙げさせていただいております。

株式会社モンベルの概要としましては、本社が大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号、設立が昭和50年8月1日、代表者については辰野勇さん、事業内容はアウトドアスポーツ用品の企画、製造、販売などとなっております。

実はモンベルとの連携につきましても、藤門議員にちよつとご尽力をいただいたという経過がございます。そういった関係もあって8月21日、藤門議員も同行いただいて本社で締結をさせていただいた経過がありますので、その部分は記載をしておりますけれども、口頭で報告をさせていただきます。

続きまして、4番目、「北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果について」ということで15ページ目になります。

北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果について。

赤井川村では、村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流にて表流水、沢水を採水しています。

直近のモニタリング結果について次のとおり報告します。米印として、令和3年10月からのモニタリング結果については村ホームページで公表しています。

ということで、採取結果、下の表ですけれども、いずれも評価基準以下という結果になっておりますので、ご承知いただきたいなというふうに思います。

次ページには富田地区受入れ地の採取場所の概略図を載せておりますので、ご確認いた

できればというふうに思います。

最後に、5番目として「令和6年6月1日以降工事等発注状況について」ということで17ページ、18ページに記載をしております。6月3日の保養センター木製家具購入事業（その2）から18ページの8月30日、落合ダム取水放流施設点検業務までについて発注状況を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければなというふうに思います。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 続いて、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

1点目は、本年度の中学生海外研修事業の実施結果についてであります。今年で19回目となりました中学生の海外研修事業は8月5日から14日までの10日間実施し、トラブルなく大きな成果を上げて終了いたしました。中学生12名、3年生、引率2名がオーストラリア、メルボルンのストラスモアセカンダリースクールを中心に学習をさせていただいたところです。昨年度は参加人数が多いため実施できなかったホームステイも今年度は行いましたけれども、引き受けてくれたホームステイ先はほとんどが1か月前の7月に本村を訪れたストラスモア校の生徒の家庭でありまして、彼らが赤井川を訪問したときの赤井川の対応に強く感動、感謝したとのことで、礼を尽くしたおもてなしを受けたというふうに聞いております。子供たちは元気に現地のレストランでの授業や小学校での交流、オーストラリアの歴史や文化の見学など多くのことを学習体験することができました。お別れパーティーでは、赤井川の子供たち例年のようによさこいを披露しているところですが、ストラスモアの生徒たちも赤井川でよさこいの体験学習をしていましたので、最後には一緒に踊って強い絆を深め合うことができました。赤井川中学校の生徒からも帰りたくないという声が聞こえるなど感動的な場面が現れていたところです。この研修は、これまで学校等で学んだ外国語活動、教科英語、異文化の中で話をしなければならない環境に置かれて、その上で交流の心を加えるものであり、学社融合事業の粋を集めたものであると言えるかなというふうに思います。本村教育の柱の一つでもあります。今後も充実した事業へ継続していきたいと考えております。皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

現在報告書の取りまとめ作業を行っておりますので、完成次第配付させていただきます。添付している資料につきましては、研修の行程表、参加者名簿、写真となっておりますので、お目を通しいただければと存じます。

2点目につきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、法令により平成20年度から教育委員会の権限に属する状況について点検評価を行いまして、その結果に関する報告書を作成して議会へ報告することとされています。つきましては、令和5年度における事業の実施状況について

お手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。今後とも教育委員会の事務事業につきましては内外部からの点検評価をいただき、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第39号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第39号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第39号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第39号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案3ページをお開きください。第2条の改正は、条例中の文言の整理であります。

第7条の改正は、令和6年12月2日からのマイナ保険証化に伴う被保険者証の廃止に伴う規定内容の整理を行うものですが、仮にマイナ保険証を有していなくても加入医療保険者から資格確認書が発行されるため、特段の影響はありません。

終わりになりますが、この条例の施行期日は、健康保険証が発行されなくなる令和6年12月2日からとすることを申し上げご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 説明の中にありました加入医療保険者から発行されるという資格確認書についてなのですけれども、どのような手続によって発行されるのか。黙っていれば送ってくるというものではないかと思うのですが、その手続が煩雑でないことを願うのですけれども、今分かっていることでご説明いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） 手続というふうなお話でしたけれども、今村のほうで把握しているのはあくまでも国民健康保険というふうにご理解ください。国民健康保険につきましては、マイナ保険証化の手続がされていない方につきましてはプッシュ型です。手続をしていない方については一方的に資格者証をお送りするという形になりますので、被保険者の方が何らかの申請手続をもって資格者証を受領する、そのようなことはないということでご理解ください。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありますか。まずは、反対討論について発言ありますか。

藤門弘君。

○6番（藤門 弘君） まず、この条例改正全く反対です。

今何でこれ急いでこの条例を改正しなければならないのか。今これを大急ぎで慌てて12月2日からキャンペーンやっていますね。これに依じてこの改正をする必要はない、今急いでやる必要はないとまず思います。そもそもマイナ保険証は、何で国がこんなキャンペーンをやっているのか。30%の人はいまだにマイナカードを持っていない。はっきり意思を持っていないと、30%、30台いる。僕もその一人ですけれども、そのマイナ保険証に対しても例えば保険を受けてやる医師の団体も反対の意思を表明しているし、日弁連も当然反対の意思を表明しているし、マイナ保険証反対のデモもある、訴訟も起こっている。世の中でこういう大きな反対運動がある中でこれをデジタル庁は押し切ろうとしている。この改正というのは、その尻馬に乗って、それに従ってやろうとするものであります。

そもそもマイナンバーカードというのは任意のはずでした。任意のはずだったけれども、みんなが取らないと言うので、いろんなことをやりました。例えば5,000円の給付をするからと言ったら3割ぐらいに上がったのです。その後2016年か20年か18年ぐらいのところは今度2万円のポイントをあげるよということで、これで一気に7割ぐらいまでいった。しかし、それでもやらない人、マイナンバーカードを持たない人が30%程度いると。これを何とかしなければいけないというので思いついたのがマイナ保険証なわけです。病院は誰でも行くわけですから、保険証と結びつけばみんな取るだろうという、こういう戦略の中でこれが出てきているわけです。悪辣ですよ、やり方が。では、これ取らなければ病院

受けられないのかということ、そうではないですね。今ここに書いてあるように資格確認書はあるのだという。だけれども、あなたたち赤井川の行政はいろんなカード、いろんなチラシを作ってなくなるよと、もう使えなくなるよと、これ総務省がやっていることです。尻馬に乗って、現行の保険証は12月から発行されなくなりますって。これ使えなくなるのではないかと、みんな病院行けないのではないかって思わせるようなキャンペーンを国がやっている。赤井川村役場はそれに、尻馬に乗ってマイナンバーカードは村に来ればすぐつくってあげますよって書いてある。こういうを出しているわけです。何でこんなことをやるのかということです。3割の人が嫌がっているのですよ、僕も含めて。なのに、さあ、マイナンバーカードを取らないとひどい目に遭うぞと、病院へ行けないぞって言っているわけ。では、病院はどうしているかということ、顔認証というやつでマイナ保険証で顔認証しなさい。トラブルが続出しているわけではないですか。なくなってしまう人がいるのです。無保険者が出てきてしまうのです。マイナ保険証を取ったにもかかわらず認証ができなくて、例えば名前間違いとか、写真がうまく撮れないとか、様々な理由、同姓同名だとか、誤作動したとか。この人たちが保険証がない人になってしまう。資格確認書のほうがまだ確かなわけです。だから、保険証を残せということはずっと言っているわけです。世の中にそういう世論があるわけです。それを無視してデジタル庁は押し切ろうとしている。それは全国民全員にナンバーをつけたい、マイナンバーを持たせたいという動機です。これに基づいているわけです。その尻馬に乗って、国がお決めになったことだからというので、後ろに従って赤井川村がこういうふうに条例改正をしてついでいくというのに僕は大いに反対なわけです。マイナンバーカードそのものが危険だという議論は改めて別な機会にしたいと思うのですけれども、非常によくない制度、非常に危ない制度が敷かれようとしている。当然のように反対運動があるわけですが、それを押し切ろうとしているのが、その手段の一つがこれです。マイナンバーカードを持たないと、例えば赤井川郵便局で国際郵便でお金を送ろうとしたら、カードがなければ駄目ですよって言われるのです。今投資しなさいって言っているニーサってありますよね。あれでも、例えばニーサってマイナンバーカードがないとニーサ投資ができないとか、様々なところで意地悪をずっと重ねている。それで何とか持たせようとしている。その極めつけはこのマイナ保険証なわけです。そういうことを加担して一緒にやっているのだという自覚は多分ないのだろうけれども、上からやっているし、制度だからそのまま自然にやっているのだろうけれども、駄目ですよ、そんなことやっては。僕は、この条例改正に反対します。例えば条例改正するのだったら、最後の最後まで頑張ってから、よく考えて、みんなで議論してもうどうしようもないというところまでできてからやるならまだ分かるけれども、何の検討も議論も勉強も何もしなすってこんなのが出てくるというのは、とんでもないと僕は思っています。

以上、反対をします。

○議長（岩井英明君） 反対討論が終わりました。

次に、賛成討論、発言はありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第39号に対して賛成の立場から討論いたします。

藤門議員おっしゃるようにマイナンバーカードに対する是非についてはひとまず置いておいて、今実際そのマイナンバーカードを病院で使うことができるようになっているという状況で、今の条例のままだとマイナンバーカードを示して確認を受けるということができないということにも読み取れるかと思えます。被保険者証、または組合証及び受給者証という書き方になっているので、逆に言うとマイナンバーカードは使えませんということになっていると考えると、利用者さんの利便性を考えたときにマイナンバーカードも使えるようにという形をまず取ってあげる。その上でマイナンバーカードの普及に関する是非についてはまた別の議論になってくると思いますので、この条例に関してはこのように提案どおりに進めていくのが妥当だと思い賛成いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） なければ討論を終わります。

これより議案第39号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第39号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第39号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第40号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程をいただきました議案第40号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にて説明させていただきます。

議案第40号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、職員住宅の入居対象追加及び家賃加算のため、この条例を改正しようとするものです。

議案3ページをお開きください。第2条第1号の改正は、地域おこし協力隊員が職員住宅を賃貸できることを規定し、条例改正による影響は職員住宅に地域おこし協力隊が入居可能となります。

別表1の改正は、職員住宅においてユニットバス設置住宅は家賃に5,000円を加算することを規定し、条例改正による影響はユニットバス設置住宅に居住する職員の家賃が加算されます。

別表の4の改正は、文言の整理となっております。条例改正による影響はございません。

以上で議案第40号のご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） ただいま議案となっております議案第40号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第6 議案第41号ないし日程第9 議案第44号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第41号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

この際、日程第6、議案第41号から日程第9、議案第44号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第41号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）、日程第7、議案第42号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第43号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第44号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程されました議案第41号から44号の提案説明をさせていただきます。

まずは、令和6年度赤井川村一般会計補正予算書（第4号）でございます。1ページをお開きください。

議案第41号 令和6年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度赤井川村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,064万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,205万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正、歳入からご説明させていただきます。

1款村税、既定額に2,142万6,000円を追加し、3億4,442万7,000円に、1項の村民税で424万2,000円の増、2項固定資産税で1,696万3,000円の増、3項軽自動車税で22万1,000円の増でございます。

9款地方特例交付金につきましては、既定額に459万7,000円を追加し、489万7,000円に、1項の地方特例交付金でございます。

10款地方交付税、既定額に9,688万7,000円を追加し、11億6,388万7,000円に、1項の地方交付税でございます。

14款国庫支出金、既定額に242万7,000円を追加し、2億9,018万1,000円に、1項の国庫負担金で119万円の増、2項の国庫補助金で123万7,000円の増でございます。

15款道支出金、既定額に917万9,000円を追加し、9,578万5,000円に、1項の道負担金で5万9,000円の減、2項道補助金で923万8,000円の増でございます。

16款財産収入、既定額に20万9,000円を追加し、993万4,000円に、1項の財産運用収入でございます。

18款繰入金、既定額から5,060万円を減じて1億6,284万3,000円に、2項基金繰入金の減でございます。

19款繰越金、既定額に4,088万1,000円を追加し、7,088万1,000円に、1項の繰越金の追加でございます。

20款諸収入、既定額に974万5,000円を追加し、7,578万6,000円に、4項の雑入でございます。

21款村債、既定額から1,410万5,000円を減じ、4億2,668万5,000円にしようとするものがございます。1項の村債の減でございます。

歳入合計、既定額に1億2,064万6,000円を追加し、30億7,205万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ、歳出に入ります。1款議会費、既定額に4万円を追加し、4,753万8,000円に、1項の議会費の追加です。

2款総務費、既定額に3,528万9,000円を追加し、5億590万8,000円に、1項の総務管理費で3,522万6,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費の追加でございます。

3款民生費、既定額に997万円を追加し、3億9,726万7,000円に、1項の社会福祉費で887万7,000円、2項の児童福祉費で109万3,000円でございます。

4款衛生費、既定額に2,546万3,000円を追加し、3億6,932万2,000円に、1項の保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に1,124万4,000円を追加し、1億9,144万円に、1項の農業費で1,120万7,000円の追加、2項林業費で3万7,000円の追加でございます。

6款商工費、既定額に46万4,000円を追加し、2億4,525万4,000円に、1項商工費の追加でございます。

7款土木費、既定額に1,619万3,000円を追加し、5億4,080万8,000円にしようとするものでございます。2項の道路橋梁費で250万の追加、3項の河川費で400万円の追加、4項の都市計画費で227万6,000円の追加。

次ページに入ります。5項住宅費で741万7,000円の追加でございます。

8款消防費、既定額から876万8,000円を減じ、2億7,498万9,000円に、1項の消防費の減でございます。

9款教育費、既定額に2,220万9,000円を追加し、2億3,346万円にしようとするものでございます。1項の教育総務費で230万円の減、2項小学校費で1,299万6,000円の増、3項の中学校費で476万3,000円の追加、4項の社会教育費で628万円の追加、5項で保健体育費で47万円の追加でございます。

10款災害復旧費、既定額に814万円を追加し、2,114万円に、1項の公共土木施設災害復旧費でございます。

12款予備費、既定額に40万2,000円を追加し、201万9,000円にしようとするものでございます。1項の予備費の追加です。

歳出合計は、既定額に1億2,064万6,000円を追加し、30億7,205万8,000円にしようとするものでございます。

次ページに入ります。第2表、繰越明許費補正でございます。8款消防費、1項消防費、補正前の事業名につきましては北後志消防組合負担金、金額、1億2,987万1,000円で、補正後としては事業名は同じで、金額につきましては1億2,073万3,000円にしようとするものでございます。

次ページ、第3表、地方債補正でございます。上段、緊急防災・減災事業債で消防車両購入費につきましては、補正前が1億2,950万、補正後が1億1,670万円で、起債の方法、

利率、償還の方法については従前のおりでございます。下段の臨時財政対策事業につきましては、補正前につきましては限度額については439万円、補正後については限度額308万5,000円で、起債の方法、利率、償還の方法については従前のおりでございます。合計としまして、補正前4億4,079万円を4億2,668万5,000円にしようとするものでございます。

詳細については、副村長以下でご説明をしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）についてでございます。1ページをお開きください。

議案第42号 令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,642万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の歳出の款の欄中「4 予備費」を「5 予備費」とし、「2 公債費」から「3 諸支出金」までを1款ずつ繰り下げ、「1 総務費」の次に「2 基金積立金」を加える。

第3項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5款繰越金、既定額に239万4,000円を追加し、239万5,000円に、1項の繰越金の追加でございます。

歳入合計、既定額に239万4,000円を追加し、4,642万6,000円にしようとするものでございます。

3ページ、歳出、2款基金積立金、既定額に239万4,000円を追加し、239万4,000円に、1項の基金積立金の追加でございます。

歳出合計、既定額に239万4,000円を追加し、4,642万6,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をいたします。

続きまして、A4縦型になります。令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算書、赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。1枚めくって1ページ目でございます。

議案第43号 令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入、1款資本的収入、既定額に209万円を追加し、957万6,000円に、第1項の他会計補

助金の追加でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、既定額に209万円を追加し、1,898万3,000円にしようとするものでございます。第2項の建設改良費の追加でございます。

特例的収入及び支出、第3条、予算第4条の2中「440万円」を「551万3,000円」及び「380万円」を「164万2,000円」に改める。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条中「6,628万3,000円」を「6,837万3,000円」に改める。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

詳細、2ページ以降につきましては担当課長より説明をさせます。

続きまして、同じくA4の縦型です。令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算書、赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）。1枚おめくりいただき、1ページ目をお開きください。

議案第44号 令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和6年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既定額に893万2,000円を追加し、1億3,540万3,000円に、第2項他会計補助金の追加でございます。

続きまして、支出に入ります。第1款資本的支出、既定額に893万2,000円を追加し、1億5,146万円に、第1項建設改良費の追加でございます。

特例的収入及び支出、第3条、予算第4条の2中「170万3,000円」を「111万5,000円」及び「206万3,000円」を「40万8,000円」に改める。

他会計からの補助金、第4条、予算第11条中「5,214万9,000円」を「6,108万1,000円」に改める。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和6年度一般会計補正予算（第4号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の10ページ目をお開きください。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人、既定額に424万2,000円を追加し、4,614万8,000円に、これは本年

度当初賦課額の確定によるものでございます。

1 款 2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に1,696万3,000円を追加し、2 億7,117 万9,000円に、同じく本年度当初賦課額の確定によるものです。増減理由は、法人の償却資産が増加したためでございます。

1 款 3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、既定額に22万1,000円を追加し、455万7,000円に、同じく本年度当初賦課額の確定によるものでございます。

続いて、11ページです。9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、既定額に459万7,000円を追加し、489万7,000円に、これは地方特例交付金の額の確定による増で、定額減税減収補填分が増加の主な要因でございます。

続いて、12ページです。10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、既定額に9,688万7,000円を追加し、11億6,388万7,000円に、これは普通交付税の内示額が示されたことによる増額で、人口の増加や子ども・子育て費が新たな算定要因となったことによる増加でございます。

続いて、13ページです。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、既定額に119万円を追加し、4,113万3,000円に、これは児童手当国庫負担金と子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増によるものでございます。

同じく13ページ中段、14 款 2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、既定額に40万7,000 円を追加し、244万9,000円に、これは児童手当制度改正実施円滑化事業国庫補助金の増によるものでございます。

同じく13ページ下段、14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金、既定額に83万円を追加し、133 万6,000円に、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の新規計上によるものでございます。

続いて、14ページです。15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、既定額から5 万9,000円を減じ、2,541万7,000円に、これは児童手当道負担金の減額と子どものための教育・保育給付費道負担金の増額によるものでございます。

同じく14ページ中段、15 款 2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金、既定額に923万 8,000円を追加し、5,745万1,000円に、これは新規就農者育成総合対策事業補助金の増額と強い農業づくり事業補助金の新規計上によるものでございます。

続いて、15ページです。16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、既定額に15万5,000円を追加し、739万5,000円に、内訳は北海道新幹線工事事務所敷地貸付料の増加等によるものでございます。

同じく15ページ中段、16 款 1 項 2 目利子及び配当金、既定額に5 万4,000円を追加し、64 万8,000円に、内訳は財政調整基金利子の増額等によるものでございます。

続いて、16ページです。18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、既定額から5,900万円を減じ、9,900万円にしようとするものでございます。内訳は、繰越金の増額等により歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額で

ございます。

同じく16ページ中段、18款2項7目公共施設整備基金繰入金8,400万円の新規計上、内訳は診療所の修繕等の財源として新規計上するものでございます。

続いて、17ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に4,088万1,000円を追加し、7,088万1,000円に、内訳は前年度繰越金の額の確定による増額でございます。

続いて、18ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に974万5,000円を追加し、2,885万円に、内訳は備荒資金組合超過納付金の配分額が確定したことによる減額、市町村職員退職手当組合還付金の新規計上、北後志消防組合負担金精算還付金の額が確定したことによる新規計上によるものでございます。

続いて、19ページです。21款村債、1項村債、5目緊急防災・減災事業債、既定額から1,280万円を減じ、1億1,670万円に、内訳は消防車両購入費の額の確定による減額でございます。

同じく19ページ中段、21款1項7目臨時財政対策債、既定額から130万5,000円を減じ、308万5,000円に、内訳は臨時財政対策債の発行可能額が減額となったことによるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 歳出について若干休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

支出の件、総務課長。

○総務課長（秋元千春君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算について説明させていただきます。

20ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に4万円を追加して4,753万8,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして3節で児童手当を増額しようとするものでございます。

21ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に68万9,000円を追加して2億6,352万5,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の職員人件費のところでは制度改正等に伴いまして3節職員手当の増額、4節共済費では減額で、総額人件費8万7,000円を増額しようとするものでございます。細目2の一般管理費では、給与システム改修費として12節委託料で33万円の新規計上、細目3の地域公共交通会議費では、むらバス修繕費として10節需用費で27万2,000円を増額計上しようとするものでございます。修繕内容は、冬期間に使用します暖房のプレヒーター、予熱機の交換と関連する修

繕を予定しております。

下段になります。5目財政調整基金費、既定額に3,409万8,000円を追加して4,119万7,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金につきまして、令和5年度の北海道市町村備荒資金組合の超過納付金が当初の見込みより減額したということによりまして145万5,000円減額しようとするものです。また、24節積立金では財政調整基金利子積立金を3,550万円新規計上しようとするものです。これは、地方財政法第7条によりまして前年度繰越金の2分の1以上を積立等をするという規定に基づきまして令和5年繰越金7,088万1,000円の2分の1以上の相当額3,550万円を新規積立てしようとするものでございます。

続いて、22ページになります。8目企画費、既定額に21万4,000円を追加して1億192万4,000円にしようとするものです。補正内容は、11節役務費で役場と健康支援センター間の光ケーブルの一部移設を行いたく計上しようとするものでございます。

中段になりますが、10目集会施設管理費、既定額に6万3,000円を追加して1,674万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、山村活性化支援センターのエントランス改修工事執行残の整理と修繕費の増額、12節委託料につきましては、村の公共施設全般の除雪業務の精査を行い、施設の除雪委託料の積算見直しにより増額しようとするものでございます。

続いて、飛びまして34ページのほうをお開きください。34ページです。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額から876万8,000円を減額して2億6,885万3,000円にしようとするものです。補正内容は、赤井川支署消防ポンプ車購入事業の入札執行残を整理、減額しようとするものでございます。

最後になりますが、これも飛びまして39ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に40万2,000円を追加して201万9,000円にしようとするものです。これは、全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

以上で総務課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしく願いたします。

なお、40ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。よろしく願いたします。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算について説明させていただきます。

22ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目諸費、既定額に16万2,000円を追加し、66万2,000円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料で過年度過誤納付金の歳出還付増額により計上するものです。

22ページ下段から23ページ目をお開きください。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に6万3,000円を追加し、2,505万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で偽造、改ざん防止 を計上するものです。

27ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額に1,410万1,000円を追加し、2億7,717万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費でじん芥処理場プロパンガス撤去による減額計上するものです。11節役務費で火葬場内にある電話機の撤去により減額計上するものです。18節負担金補助及び交付金で北後志衛生施設組合令和5年度精算分により増額計上するものです。簡易水道事業会計補助金及び下水道事業会計補助金の増額は、工事費の増額により計上するものです。

以上で説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君） それでは、保健福祉課所管歳出予算についてご説明させていただきます。

24ページお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に361万6,000円を追加し、1億3,251万8,000円にしようとするものです。8節旅費は、新たな子供の居場所づくりに関する視察等の旅費としての増額、12節委託料は総務課所管施設同様に保健福祉課所管3施設の除雪委託料の見直しに伴う増額、22節償還金利子及び割引料は前年度の障害者総合支援事業費等補助金の額の確定に伴う返還金を増額するものです。

次に、2目老人福祉費、既定額に159万3,000円を追加し、1,666万2,000円にしようとするもので、養護老人ホーム入所者1名増加に伴う老人福祉施設入所者措置費を増額するものです。なお、今回の入所者1名増加を含め、お二人の方が現在養護老人ホームへ入所していることを申し添えます。

次に、5目介護保険事業費、既定額に366万8,000円を追加し、1億693万3,000円にしようとするもので、デイサービスセンター施設の床カーペットの張り替え修繕、地下タンクの液面計修繕、ボイラー配管等の修繕の修繕費用を増額しようとするものです。

続きまして、24ページ下段、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に33万8,000円を追加し、3,032万円にしようとするもので、3節職員手当等は制度改正による職員、児童手当の増額、22節償還金利子及び割引料は前年度の子育て世帯生活支援特別給付金、補助金の確定に伴う返還金を新たに計上するものです。

25ページ中段へ進みます。3目保育所運営費、既定額に4万7,000円を追加し、2,033万3,000円にしようとするもので、前年度の子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定に伴う返還金を新たに計上するものです。

続きまして、4目児童措置費、既定額に70万8,000円を追加し、1,372万2,000円にしようとするもので、本年10月からの児童手当制度改正に伴う児童手当額69万円の増額と前年度の児童手当国庫負担金等の額の確定に伴う返還金を新たに計上するものです。児童手当制度改正のポイントは、所得制限の撤廃、支給対象を中学生から高校生年代へと延長、第3子以降の児童には3万円の給付、年3回の支払い期から年6回の支払い期へと変更するも

ので、制度改正後の児童手当の初回支給は令和6年12月支給分からとなります。

続きまして、26ページに進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に26万8,000円を追加し、2,877万8,000円にしようとするもので、12節委託料は新たに北海道及び北海道医師会と協定を締結し、1か月児健康診査開始に伴う医療機関への委託料の新規計上と妊婦健康診査委託料の増額、19節扶助費については里帰り出産と道外医療機関において1か月健診、妊婦健康診査を受けた場合の助成費用を償還払いとして負担する費用につきまして計上するとともに、22節償還金利子及び割引料は前年度の感染症予防事業費等国庫負担金等の額の確定に伴う返還金を新たに計上するものです。

続きまして、26ページ下段になります。2目予防費、既定額に110万円を追加し、963万5,000円にしようとするもので、12節委託料に季節性インフルエンザワクチンと同様の定期予防接種の取扱いとなりました新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する費用を増額しようとするものです。なお、コロナワクチンの予防接種は高齢者のインフルエンザ予防接種と同様に自己負担額を1,000円とし、10月以降に接種開始をする予定ではおりますが、現在北後志5町村と余市医師会との間で接種開始時期について調整中であることをご報告いたします。

次に、28ページへ進みます。4目診療所費、既定額に999万4,000円を追加し、4,521万8,000円にしようとするもので、7節報償費は28年間の長きにわたり赤井川村の地域医療をお一人で支えてこられた安藤医師に対する診療所長退職慰労金として50万円を新規に計上するとともに、10節需用費は診療所1階のトイレ等の修繕費用として240万円のほか、2階医師住宅の水回りの修繕、クロス張り替え等に600万円の計840万円の修繕費用を増額しようとするものです。12節委託料は、医療用廃棄物の廃棄処理委託料の増額、17節備品購入費につきましては医師用デスク、待合室用テレビ、掃除機等診療所の備品入替えを行うため新たに80万円を計上するものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（神 信弘君） それでは、私から産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

29ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に12万円を追加し、4,955万4,000円にしようとするものです。内訳は、制度改正による児童手当の増額です。

5款1項3目農業振興費、既定額に935万7,000円を追加し、4,660万4,000円にしようとするものです。内訳は、農業次世代人材投資事業に関わる消耗品費を増額、新規就農等促進施設使用料について、北海道農業公社において家賃助成の対象となることが分かりまして、令和5年度に納付された使用料のうち助成対象分の12万円を使用者への返還金として新規計上、また強い農業づくり事業費については農業者3名のトラクター購入に関わる補

助申請が北海道より交付決定されたことから、補助金921万4,000円を新規計上するものです。

5款1項5目農地費、既定額に134万1,000円を追加し、3,314万3,000円にしようとするものです。内訳は、小規模土地改良事業にて耕作道路が隣接する水路に浸食されて幅員が狭くなっていることから、補修費として160万9,000円を新規計上するものです。関連しまして、当初予定しておりました同じ箇所部分的な補修として重機借り上げ料26万8,000円を計上しておりましたが、こちらについては皆減しようとするものでございます。

5款1項9目水利施設管理費、既定額に38万9,000円を追加し、1,783万2,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で落合ダム消流用主ゲートにおいて昨年冬期間の凍結により開閉操作ができなくなることが分かり、凍結防止ヒーターを設置するため38万9,000円を増額しようとするものです。

30ページをお開きください。5款2項林業費、1目林業総務費、既定額に3万7,000円を追加し、2,528万7,000円にしようとするものです。内訳は、林務担当者研修参加のため旅費と使用料及び賃借料を増額、また森林環境譲与税基金利子積立金1,000円を増額しようとするものです。

31ページを御覧ください。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に21万4,000円を追加し、1億5,362万3,000円にしようとするものです。内訳は、11月に横浜市にて開催されるふるさと納税感謝祭へPR活動を目的に参加するため、旅費、有料道路の使用料の新規計上、また会場の使用料として30万円を増額、ふるさと納税PR活動用負担金については、今後の見込みにより20万円を減額しようとするものです。

6款1項2目観光費、既定額に25万円を追加し、4,732万5,000円にしようとするものです。内訳は、観光PR物販用の消耗品費25万円を増額しようとするものです。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） それでは、建設課所管歳出予算について説明させていただきます。

32ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に150万円を加え、1億4,262万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費150万円を増額、これにつきましては村道附帯構造物修繕費の増額でございます。

次に、7款2項3目橋梁維持費、既定額に100万円を加え、6,710万5,000円にしようとするものです。内訳は、21節補償補填及び賠償金100万円の増額、これにつきましては共栄東橋架け替え工事に伴う民地NTT柱の移設補償費の新規計上となります。

次に、7款3項河川費、1目河川総務費、既定額に400万円を加え、3,364万4,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事費400万円の増額、これにつきましては河川整備工事の増額でございます。

次に、32ページ下段から33ページ上段を御覧ください。7款4項都市計画費、2目小公園管理費、既定額に227万6,000円を加え、4,633万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費194万4,000円の増額、これにつきましてはみやこ公園・都運動公園維持管理費の需用費の増額でございます。12節委託料33万2,000円の増額、これにつきましては村公共施設全般の除雪業務の精査を行いまして、建設課所管5施設の除雪委託料の積算見直しを行い増額しようとするものでございます。

次に、33ページ中段となります。7款5項住宅費、1目住宅管理費、既定額に741万7,000円を加え、1億2,351万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費741万7,000円の増額、これにつきましては村有住宅管理費のユニットバス整備に係る修繕費の増額でございます。

続いて、38ページを御覧ください。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額に814万円を加え、2,114万円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費814万円の増額、これにつきましては西三番線道路施設災害復旧工事の新規計上でございます。

以上で建設課所管歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書の35ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から230万円を減額し、5,827万3,000円にしようとするものです。内訳は、制度改正に伴う職員、児童手当の増額のほか、18節負担金補助及び交付金で高校生就学支援助成制度が本年9月末をもって終了することに伴い、必要となる額を残して減額しようとするものでございます。

次に、同ページ中段を御覧ください。9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に1,299万6,000円を追加し、3,935万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で来年度、赤井川小学校統合に向けた改修を予定するものでありまして、改修工事の設計業務委託料として計上しようとするもののほか、同じく委託料で村の公共施設全般の除雪業務の精査を行って教育委員会所管施設も除雪委託料の積算を見直したことにより増額しようとするものとなっております。なお、統合の改修につきましては、学校施設環境改善交付金事業のうち学校統合に伴う既存施設の改修の対象となり、こちらを申請する予定でございますが、交付が決定されるのは工事を実施する令和7年度となっております。

続きまして、同ページ下段から次ページにかけて御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に476万3,000円を追加し、1,897万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で街灯のLED化修繕を行うための修繕費増額の計上及び12節委託料で、こちら来年度実施を予定しております中学校のバリアフリー対応としての出入口に

傾斜をつけた改修をしようとするもののほか、多目的トイレを設置するという事でバリアフリー化対応として改修を予定しているものと防犯対策として出入口にオートロックをつける予定をしております。こちらに係る改修事業の設計業務を委託料として計上しようとするもののほか、こちらも小学校と同様に除雪委託料の積算見直しによって増額とするものとなっております。中学校の改修につきましても学校施設環境改善交付金事業、バリアフリー化等施設整備などの対象となり、こちら申請予定ですが、同じく交付決定がされるのは令和7年度となっております。

続きまして、36ページ中段、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額に590万円を追加し、2,324万1,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で令和8年度に開設を予定しております子ども第三の居場所として既存の教員住宅を来年度中に全面改修して設置するため、改修に係る実施設計業務委託料として新規に計上しようとするものでございます。こちらはB&G財団の子ども第三の居場所事業へ申請中であり、採択された場合、開設に係る経費は改修工事、備品なども含めて5,000万円を上限として助成されることとなっております。

次に、9款4項2目社会教育施設費、既定額に38万円を追加し、953万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で郷土資料館の冬囲い用の板材を更新するため5万円を増額するもののほか、委託料ではほかの施設同様に除雪の積算見直しによって増額しようとするものとなっております。なお、このうち郷土資料館の除雪につきましては、これまで期間中2回の雪下ろしを行って行っておりましたが、今年5月に屋根を破損したことにより簡易修繕を行って行っていますが、強度が低下していることから雪下ろしの回数を2回から4回に変更することで同じく増額となっております。

最後に、同ページ下段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に47万円を追加し、2,465万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費について村に移住された方から運動設備、ボルダリングの設備の寄贈の申出がございました。この方はこれまでボルダリングを取り扱う仕事をされていて、赤井川村の皆さんにもボルダリングという競技を知って楽しんでもらいたいということで、その会社のほうで使用しなくなった資材があるため、こちらのほう設置費込みで寄贈したいとの申出をいただいたところでございます。この方と相談の上、設備の設置は体育館2階のトレーニングルームの一角に配置することになりましたが、このうち設備の下に敷くマットはあるのですけれども、そのカバーが劣化していることから、こちらのほうだけ用意していただけないかということでご相談がありましたため、マットのカバー代として需用費に計上しているところでございます。このほか委託料では、こちらも他の施設と同様に除雪の積算見直しによって増減となっているところでございます。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君）　続きまして、令和6年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

6ページ目をお開きください。2、歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に239万4,000円を追加し、239万5,000円にしようとするもので、前年度繰越金の確定によるものです。

次のページへ進みます。3、歳出、2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、新たに239万4,000円を増額しようとするもので、前年度繰越金239万3,441円を全額国民健康保険財政調整基金に積み立てようとするものです。

以上で説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　それでは、令和6年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

6ページの補正予算明細書にて説明させていただきますので、2ページ、補正予算実施計画、3ページ、キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

それでは、6ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収入、1款資本的収入、1項他会計補助金、1目他会計補助金、既定予定額に209万円を加え、957万6,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、1款資本的支出、2項建設改良費、1目配水施設費、209万円を新規計上しようとするものです。こちらにつきましては、新築住宅建設に伴う配水管新設工事の新規計上でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、令和6年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。こちら6ページの補正予算明細書について説明させていただきますので、2ページの補正予算実施計画、3ページ、キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

それでは、6ページを御覧ください。収入、1款資本的収入、1項他会計補助金、1目他会計補助金、既定予定額に893万2,000円を加え、1,338万3,000円にしようとするものです。こちらについては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、1款資本的支出、2項建設改良費、1目建設改良費、893万2,000円を新規計上しようとするものです。こちらにつきましては、新築住宅建設に伴う管渠新設工事の新規計上でございます。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第44号までにつきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第44号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第10 認定第1号ないし日程第14 認定第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第10、認定第1号から日程第14、認定第5号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました認定第1号から第5号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号 令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

それでは、1ページから歳入となりますが、まずは3ページ目の合計欄を御覧いただきたいと思っております。一番下のところです。予算現額29億3,720万7,000円、調定額28億2,102万1,802円、収入済額28億1,350万6,704円、不納欠損額22万1,182円、収入未済額729万3,916

円、予算現額と収入済額との比較につきましては1億2,370万296円であります。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思ひます。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1款村税、1項村民税につきましては、不納欠損額は11件で12万5,682円、収入未済額につきましては延べ78件で434万1,716円。

2項固定資産税につきましては、不納欠損額4件で4万300円、収入未済額につきましては延べ42件で223万8,100円。

3項軽自動車税につきましては、不納欠損額8件で5万1,800円、収入未済額につきましては延べ54件で40万8,000円でございます。

次に、2ページ目を御覧ください。14款使用料及び手数料、1項の使用料につきましては、収入未済額が延べ2件で27万7,200円、2項の手数料につきましては、不納欠損額が3,400円、収入未済額が2万8,900円で、ともに税の督促手数料でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳出ですが、5ページの下段、歳出合計を御覧いただきたいと思ひます。予算現額29億3,720万7,000円、支出済額27億4,013万9,509円、翌年度繰越額1億1,137万1,000円、不用額8,569万6,491円、予算現額と支出済額の比較につきましては1億9,706万7,491円でございます。

続いて、6ページに移ります。歳入歳出差引き残額は7,336万7,195円、うち基金繰入額につきましてはゼロ円。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

続いて、ページ飛んで、63ページ目を御覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額28億1,350万6,704円、歳出総額27億4,013万9,509円、歳入歳出差引き額7,336万7,195円、翌年度へ繰り越すべき財源、それから繰越明許費繰越額につきましては248万6,000円、実質収支額7,088万1,195円でございます。

続いて、64ページに移ります。一般会計財産に関する調書です。ここでは、移動箇所のみ説明とさせていただきます。

それでは、次のページ、65ページから説明をいたします。1、公有財産、(1)、土地及び建物、公共用財産のうち村有住宅で145平米の減、これは住宅を解体したことによる減でございます。続いて、宅地で1万576平米の増、原野で5,405平米の増につきましては、河川用地の整理による増及び除雪用地の購入による増でございます。

続いて、66ページです。(2)、山林で立木の推定蓄積量の91立米の減につきましては、自然増と伐採による減によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち、備荒資金組合超過納付金につきましては配分金による増でございます。計8件の決算年度末残高は、12億6,015万3,012円となります。

続いて、67ページの物品につきましては増減はございません。

続いて、68ページに移ります。4、基金、財政調整基金で4,050万2,554円の増、これは新たな積み増し及び利息によるものでございます。減債基金で599万8,000円の増、公共施設整備基金で58万6,158円の増、これは積み増しによるものでございます。土地開発基金で

743万9,290円の減、これは除雪用地購入に充てたものでございます。農産物価格安定基金で276万8,088円の減、これは肥料価格高騰対策事業補助金の支給と農業振興センター補助金の執行残の積立てと利子の増によるものでございます。敬老福祉基金で33万円の増、これは寄附による新規積立てによるものでございます。村営住宅敷金基金で12万6,000円の減、村有住宅敷金基金で4万5,000円の増、これは入居者の転入出によるものでございます。寿住宅敷金基金で1万2,000円の皆減、これは住宅の取壊しによるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で39万6,541円の減、これは道営土地改良事業負担金繰入金で約120万円の減、新規積立金で80万円の増となり、合計で減となったものでございます。さくら・もみじ基金で139万4,872円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。森林環境譲与税基金で339万9,986円の増、これは昨年度事業を上回る森林環境譲与税が入ったものによることとでございます。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金で75万8,428円の皆減、これは令和3年度新たに新型コロナウイルス感染症対策として事業者向けの利子補給事業を創設しましたが、昨年度終了したことにより皆減となります。以上、15基金合計で3,742万6,479円の増、決算年度末現在高で14億8,888万3,278円となります。

一般会計については以上でございます。

次に、認定第2号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧ください。予算現額は1,939万3,000円、調定額1,849万5,553円、収入済額1,851万7,453円、不納欠損額はなし、収入未済額マイナスの2万1,900円、予算現額と収入済額との比較は87万5,547円でありませぬ。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料につきましては、収入未済額は延べ6 件でマイナス2 万1,900 円でございます。

次に、2 ページ、歳出に移ります。こちら合計欄を御覧いただきたいと思ひます。予算現額1,939万3,000円、支出済額1,851万6,862円、不用額87万6,138円、予算現額と支出済額との比較も同額の87万6,138円でございます。

続いて、3 ページに移ります。歳入歳出差引き残額591円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

続いて、9 ページ目をお開きください。一番最後のページです。実質収支に関する調書です。歳入総額1,851万7,453円、歳出総額1,851億6,862円、歳入歳出差引き額591円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額591円であります。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続いて、認定第3号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。歳入ですが、一番下の合計欄を御覧ください。予算現額4,797万4,000円、調定額4,897万6,640円、収入済額4,623万5,184円、不納欠損額8万600円、収入未済額266万856円、予算現額と収入済額との比較173万8,816円であります。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税につきましても、不納欠損額は延べ8件で7万9,900円、収入未済額につきましても延べ51件で264万9,856円。

2 款使用料及び手数料、1 項の手数料につきましても、不納欠損額は700円、収入未済額が1万1,000円で、ともに督促手数料でございます。

次に、2 ページに移ります。歳出です。こちらも合計額を御覧ください。予算現額4,797万4,000円、支出済額4,384万1,743円、不用額413万2,257円、予算現額と支出済額との比較も同額の413万2,257円であります。

続いて、3 ページに移ります。歳入歳出差引き残額239万3,441円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

続いて、13ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額4,623万5,184円、歳出総額4,384万1,743円、歳入歳出差引き額239万3,441円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額239万3,441円であります。

次に、14ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。14ページ右側下段、4、基金の財政調整基金で236万6,000円の増、こちらは令和4年度分後志広域連合分賦金の還付金を基金へ積立てしたものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、認定第4号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧ください。予算現額1億2,065万9,000円、調定額1億3,392万5,003円、収入済額1億2,841万1,597円、不納欠損額なし、収入未済額551万3,406円、予算現額と収入済額との比較マイナス775万2,597円でございます。

収入未済額の説明をさせていただきます。1款事業収入、1項使用料につきましては、収入未済額が551万3,406円です。これは、令和6年度より公営企業会計移行に伴いまして会計が令和6年3月末で閉鎖となったものでございます。

次に、2ページ、歳出でございます。こちら合計欄を御覧ください。予算現額1億2,065万9,000円、支出済額1億1,491万7,526円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額574万1,474円、予算現額と支出済額との比較は同額の574万1,474円であります。

続いて、3ページに移ります。歳入歳出差引き残額1,349万4,071円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年6月28日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目を御覧いただきたいと思っております。実質収支に関する調書です。歳入総額1億2,841万1,597円、歳出総額1億1,491万7,526円、歳入歳出差引き額1,349万4,071円、翌年度へ繰り越すべき財源はなし、実質収支額1,349万4,071円であります。

次に、10ページ目を御覧ください。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちら移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページ右側下段、2、物品、赤井川地区簡易水道の配水管で51メートルの増、これは住宅新築に伴う町内東線配水管新設工事による増でございます。

続いて、11ページ左側下段、配水管52メートルの増、これは新幹線工事に伴う配水管の仮移設と撤去工事、都地区簡易水道配水管仮移設工事によるものでございます。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

次に、認定第5号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

1ページ目をお開きください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧ください。予算現額1億861万5,000円、調定額9,244万4,410円、収入済額9,132万9,391円、不納欠損額はなし、収入未済額は111万5,019円、予算現額と収入済額との比較は1,728万5,609円でございます。

収入未済額の説明をさせていただきます。2款事業収入、1項使用料につきましては、収入未済額111万5,019円ですが、これは令和6年度より公営企業会計移行に伴い会計が令和6年3月末で閉鎖となったためでございます。

次に、2ページ、歳出に移ります。こちら合計欄を御覧ください。予算現額1億861万5,000円、支出済額8,953万3,340円、翌年度繰越額はなし、不用額1,908万1,660円、予算現額と支出済額との比較、同額の1,908万1,660円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額179万6,051円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和6年6月28日提出、赤井川村長。

続いて、10ページ目をお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額9,132万

9,391円、歳出総額8,953万3,340円、歳入歳出差引き額179万6,051円、翌年度へ繰り越すべき財源はなし、実質収支額179万6,051円でございます。

次に、11ページを御覧ください。下水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。11ページ右側下段に物品、赤井川処理区の下水道管で50メートルの増、これは住宅新築に伴う汚水管の新築工事、町内東線管渠新設工事によるものでございます。

下水道事業特別会計は以上でございます。

ただいま令和5年度5会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりましたので、令和5年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員殿。

○代表監査委員（大西敏典君） 令和5年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出がありました令和5年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、9月3日、4日に能登監査委員並びに事務局書記と監査を実施しましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに収入一覧表、収入票により審査し、歳出については支払済明細表、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計決算においては、実質単年度収支が3,043万8,000円で、前年度の実質単年度収支マイナス5,259万6,000円と比較し、大幅にプラスとなっております。これは、令和4年度繰越金8,100万円、繰越明許費は除いております。地方交付税1,100万円、ふるさと納税の寄附金額の増により当初予算での財源を補うため計上していた財政調整基金、減債基金からの受入れをしなくてもよい堅実な財政運営がなされたものと思われま

す。ただ、今後においても厳しい財政状況の中での会計運営が続くことが予測されますので、赤井川村財政健全化アクションプランによる財政の点検など、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

村民税、固定資産税、軽自動車税の平均現年度徴収率が98.37%、国保税の平均現年度徴収率が94.1%といずれも高い徴収率を維持されているが、税負担の公平性の観点からも収入未納額については一層の徴収努力をしていただきたい。

ふるさと納税寄附金については、令和3年度4億4,000万、令和4年度3億690万、令和5年度3億5,700万円で推移し、村単独事業として充当できる財源は、福祉、子育て、教育、農業振興など様々な事業に充当し、村民の生活、福祉向上に欠かせない取組となっております。

今後ともこれらの事業が安定的に継続し、取り組めるよう財源確保に努めていただきたい。

なお、令和3年度決算報告で申し上げておりますが、寄附金の総額が一般会計予算額の12%以上を占めていることから、会計全体を見通した場合、今後の寄附金の増減により全体予算、充当する事業の増減が生じ、予算として計上するのが不透明なことも生じるおそれがあることから、一般会計以外での運用ができるのであれば再度検討していただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和5年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和5年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員をお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第15 同意案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案についてご説明をさせていただきます。

同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年9月19日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は野田満、生年月日、昭和33年4月16日、住所、赤井川村字都123番地でございます。

次ページに略歴表を添付してございます。こちらを読み上げて説明します。氏名は野田満、生年月日、昭和33年4月6日、年齢、性別は満66歳の男性です。住所、赤井川村字都123番地で、新たな任期としましては令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間。最終学歴は、北海道倶知安農業高等学校を卒業しております。主な職歴は、赤井川村にて農業従事、昭和52年4月からでございます。主な公職社会活動歴ですけれども、赤井川村教育委員として平成20年10月から平成27年9月、令和2年10月から現在まででございます。赤井川村社会教育委員としては、昭和62年4月から平成9年3月、平成13年4月から平成20年9月、平成29年4月から令和2年9月まででございます。都小学校のPTA会長、平成9年4月から平成19年3月、赤井川中学校PTA会長、平成19年4月から平成20年3月、赤井川村消防団団長、団長としては令和4年4月から現在まで、団員としては昭和57年5月から現在まででございます。旧任期として、現在も教育委員としてご活躍いただいております。現在の任期が令和6年9月30日までとなっております。

野田満さんにつきましては、教育に関する見識も高く、地域の皆さんからの意見等の吸い上げも適時に行っていただけるということで、引き続き村の教育行政発展のため、親や子供たちのためにご尽力いただいきたいということで提案をさせていただきました。同意のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第2号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第2号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで若干休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第16 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第16、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○2番（連 茂君） それでは、一般質問させていただきます。

赤井川村における保育の課題と称して村長と教育長にお尋ねします。地方における保育の課題はとA Iに尋ねると、以下のような主な課題が挙げられました。1、人口減少と定員割れ、2、保育人材の確保、3、財政状況の厳しさ、4、多様な保育ニーズへの対応、5、地域間格差、これらは赤井川村にも当てはまる問題ではないでしょうか。

少し前になりますが、赤井川村の保育所を何とかしてほしいという要望が無記名の手紙で私の郵便受けに投函されていました。名前がないため対応に苦慮していますが、現状を把握するため関係者に訪ねたり、個人的に調べたりして浮かび上がってきた疑問や問題点をお尋ねしたいと思います。

まず、現状についてお伺いします。現在就学前の幼児数と保育所に通う幼児、通わない幼児の数を教えてください。村営のへき地保育所としては全ての幼児を受け入れることが理想ですが、現状では様々な理由から村外の幼稚園や認定こども園に通わされているのが現状です。そうした背景を踏まえ、考えられる問題点があれば教えてください。

次に、赤井川村へき地保育所のスタッフの数と国が定める適正な配置数を教えてください。昨年1年間、保育所のスタッフ2名を募集しましたが、残念ながら、応募者がなく募集を打ち切ることになりました。募集を続けた意図と打ち切ることになった要因は何でしょうか。また、村が考える保育業務に対しスタッフの数が現在適正に配置されているか、現状を教えてください。

議会に提案のあった1歳児の保育について、以前私のほうが一般質問させていただいた際に現在議会との協議中のため回答を控えると村長から答弁がありました。その後、住民への報告は全くなされていません。非常に無責任な対応だと感じていますが、現状村の意向はどのように考えればいいのか教えてください。

保育所だけでなく、人材育成についても様々な難しさがあります。子供を預ける親の不満が保育現場で働くスタッフに向けられる傾向があるのも事実です。スタッフの人材育成

に伴う研修や交流などは行われているのでしょうか。保育業務に対する親の期待の中には、以前からある預かり業務のほかに教育や運動能力の発達といったニーズも増えています。そのようなニーズへの対応方法があれば教えてください。所管を横断した質問になりますので、答弁を最後に求めます。

以前教育長が教育方針で述べた幼小中の連携について、個人的には統合も含め赤井川村には必要な方針だと感じていますが、教育長が考える連携について具体的なイメージと現時点で伝えられるスケジュール感みたいなものがあれば教えてください。

次、余市町では2024年4月から3歳未満の保育料が一律で無償化されましたが、赤井川村での保育料の現状と無償化への村長の考えを教えてください。

最後に、保育所に関する村の運営方針が見当たりません。職員の配置、1日の生活様式、行事などを明記した基本的な決め事がなく、ニーズやテーマに合わせた保育がその場しのぎで行われているように感じます。小さな村だからこそできる特色のある保育が求められる現状を踏まえ、赤井川村の保育運営方針を明確に掲げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、最初に私へのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の未就学児童、保育所入所児童などについてということで、本年9月1日現在において未就学児童は29人中、村のへき地保育所入所は16人、小樽市や余市町への入所が8人、保育所などに通っていない児童が5人となっております。赤井川村に通わない要因についてですが、子育て世帯の就労状況や幼稚園に通わせたいなどの様々な理由から村外の保育所や認定こども園に通われている状況にあると思われ、村のへき地保育所では子育て世帯一つ一つの多様なニーズに応え切れていないという点に要因があると考えております。

へき地保育所における職員数についてですけれども、現在病気休職中の職員を含め、保育士有資格者3人、保育補助者2人、半日勤務の清掃担当職員1名で計5.5人を配置しております。保育士の国の配置基準は、2歳児4人、3歳児3人、4歳児4人、5歳児5人の現在の入所状況では、配置すべき人数は3人となり充足していることとなります。

また、北海道からの施設運営監査において、施設開設中には必ず1人以上の有資格者を配置するよう基準があること、加速する国の少子化対策を見据え、有資格者の確保を目的に令和5年度より地域おこし協力隊員、または会計年度職員としての募集を継続しており、応募を待つだけではなく、道内大学などの就職セミナーにも参加し、有資格者確保に努めており、先ほどご質問にあった打ち切っているというところはちょっと誤解があるかなというふうに思います。

次に、1歳児保育の受入れについて、以前私から考えをお伝えさせていただきましたが、

昨年度実施したアンケート結果を鑑み、1歳児保育の要望より受入れ時間の延長、延長保育や土曜保育のニーズが増えている状況から、有資格者を確保し、体制を整えた中で対応を考えたいと思っております。なお、1歳児保育に関しては、今後の国の少子化対策の動向を注視していく考えでおります。

次に、保育所の人材育成、研修機会の確保についてですけれども、外部機関への積極的な研修参加は、一部職員にては実施しておりますが、施設柄会計年度任用職員を含む全ての職員が外部研修を受けることができていないため、専門家を招いた研修を実施するよう私より年度当初担当課長へ指示をしております。

また、親の期待として教育や運動能力の点でございますが、教育に関してはALTによる英語に触れる機会、保育の中での特に小学校入学前の5歳児には平仮名や数字に触れる機会を、運動機能については通常の遊びの中で子供の成長に合わせたプログラムを提供しています。他町村の公立保育所においては、運動トレーナーを招き保育カリキュラムに組み込む事例もありますことから、これら取組を調査してまいりたいと考えております。いずれにしても、へき地保育所は小学校への基礎をつくる場と捉え、引き続き保育環境の充実に努めていく考えであります。

保育料の現状、無償化への考え方についてですが、既にご承知のように村民であればへき地保育所の保育料は無償化しております。また、国の保育料無償化制度として3歳児以上は無償化されており、3歳児未満の広域入所利用世帯については所得に応じて保育料は有料となりますが、一定の所得以下の第2子目の保育料については北海道の補助制度を活用して無償化をしております。完全無償化への考えですが、今後の国の少子化対策の動向を注視しつつ、広域入所者への対応判断が必要な時期を見定める必要があると考えております。

最後に、保育所に関する村の運営方針などに関するご質問ですが、へき地保育所目標と保育方針を掲げ、職員に共有しております。また、デイリープログラム、1日の流れは所内に掲示し、年間行事に関しては毎年春に開催する保護者との懇談会時に説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 教育長への質問ということでお答えさせていただきます。

令和3年から5年にかけて教育行政執行方針の中の教育行政に臨む基本姿勢の中で保育所と小学校、小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルを充実させる取組を進めるとの趣旨の内容を伝えていたところですが、本年度においてはこれまで継続して行い成果を上げてきた小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルの取組の充実を発展させ、一貫教育に向けた取組を進めるとしております。これについてなのですが、保育所と連携は取組の充実が図られてきたということを踏まえて新たな適正配置に向けて連携教育から今後に向けての一貫教育の在り方について具体的

計画策定段階に入ったことから変更したものであります。

ご質問の保育所と学校との連携についてなのですが、現在具体的に実施しているものとしては、小学校の生活科発表会や学習発表会総練習での保育所の子供たちの小学校への訪問や、生活科村内施設訪問や小学校集合学習での今度は小学校児童の保育所への訪問や交流など、いわゆる小1プロブレムの解消、あるいはスムーズな連結を目指した取組ですとか、中学校におきましてはキャリア教育を目的とした保育所訪問などを行っているところです。指導者間についてですが、両者の施設設置目的については、これは違うものでありますけれども、保育所の保育士と小学校教諭が互いに施設訪問しまして、見学と情報交換によりまして子供たちの理解の共有や今後の保育や教育に向けての望ましい在り方等について協議を重ねてきているところです。また、特に支援が必要な子供への対応や措置の在り方については、各者の代表による協議会を設けまして意見交換や審議をしております、これらについては継続していく方針です。

今後のスケジュールということについてですが、これらの取組を継続していくという予定であるということが一つと、適正配置後の対応については課題等状況を見ながら検討することというふうにしてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの答弁に対し再質問はありますか。

連茂君。

○2番（連 茂君） 村長のほうにお伺いします。

先ほども一般質問の中にもあったとおり、もともとこれ手紙1枚の、僕の郵便受けに投函されているものが実はスタートになっていて、いろいろ保護者なんか聞いてみるとやっぱり結構不満を持っているというふうな方が多いのです。その中で一番僕が感じたのは、村の方針と現場のスタッフが同じ方向を向いて運営できているのかという、ちょっと言えば管理者と現場の考えに乖離があるのではないかというふうな気がするのです。これは実例というか、前回藤門議員以外の議員で出席しているので、ほとんど議員の方も見ていると思うのですけれども、敬老会のときに保育所の子供たちがいろいろと生活発表をしてくれるシーンがありました。ステージがあるのにステージの手前で子供たちがいろいろ発表するのです。実際に当然前にいる人は見えるのですけれども、僕は中盤にいたので、ほとんど後ろの方の動きを見ていたのですけれども、後ろの老人の方って全く見えないのです。だから、最初の頃は人をよけるように子供たちを見ているのですけれども、1曲目が終わった頃にはもうほとんどみんな、多くの方が下を向いているというふうな状態でした。当然安全面というのを多分考慮してステージの下で踊りをしたのだろうなと思うのですけれども、実際にあの目的が何かっていったら、お年寄りに元気な子供たちの姿を見せるというのが大きな目的であって、見えなかったらやっぱり意味がない。だったら、もうちょっと工夫はないのかということを考えています。そういうふうな部分でいうと、やっぱり運営方針と現場の人間が考えていることという部分にちょっと乖離があると思え

ないな。例えば高学年だけ後ろに持っていくだとか、あとあれだけスタッフがいるのだから、落ちる子供を未然に防止するために大人のほうでサポートするだとかという方法が実はあったのではないかなというふうな気がして、子供たちが来たのを見ていてとっても残念に思いました。そういうふうな面も含めて、先ほど言ったように現場のスタッフと村の方針というものに乖離がないかというふうな部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

あと、1歳児保育の件でいえば、村長のほうから以前から私の考えをお伝えさせていただきましたがというふうな部分で、何となく僕もそういう話があったかなという程度で頭の中に入っていたのですけれども、実際にいろんな人に聞いてみると、いや、どうなったか分からないというふうな回答が非常に多かった。それは議員さんの中にもあったし、保育所の職員に聞いても、1歳児保育どうなったかって聞いても保育所の職員が誰も答えられないという現状というのはとてもおかしいなというふうに思うのです。当然職員が分からなければ保護者も分からないというのが現状だと思います。その辺の情報の提供の仕方、特に1歳児保育というのは非常にセンセーショナルな、重要な事項だと思うので、ある程度情報というのは明確にすべきだと思うのです。それがなされていなかったのが非常に残念だと思います。その辺例えば募集をしていた、2人募集をずっと続けて、今年の4月まではホームページ上では募集をしていたと思うのですけれども、そのホームページ上で募集をしているということ自身が1歳児を続けたいという意味に思えたというのは、実はこれ僕の感想なのですけれども、そういうふうなところもあるので、もうちょっと情報の伝達の仕方が何とかならなかったのかなというふうな部分でのご意見を求めます。

あと、昨年度実施したアンケート結果を鑑みて1歳児保育の要望より受入れ時間の延長や土曜日の保育のニーズがというのは、たしか1歳児保育を受入れしないよっていったときにも村長のほうでそういう回答あったと思うのですけれども、アンケートを僕確認してみました。そうしたら、実際に行ったアンケートというのは保育所を通わせている父兄に向けたアンケートでした。そのアンケートの中で、これは聞いたことなのですけれども、子供を持っている親に対して1歳児保育が必要か、あと延長保育が必要か、土曜日の保育が必要かというのを1択で質問しているのです。そうしたら、保育所に通わせている親にとってみれば、もう1歳児なんかこの後やってもらいたいと思わないのです。言っている意味分かりますか。できれば土曜日だとか長くやってくれというふうに言うに決まっています、それで1歳児保育のニーズがなくなったとは書いていないのですけれども、薄くなったというふうに考えるのはとてもおかしい話で、極端に言ったら今後子供たちを産みたいというこの人たちが1歳児保育をやってほしいかどうかというふうな部分での設問になると、大きく結果って変わってくるのではないかなと思うのです。その辺のアンケートの取り方もとっても不誠実だなというふうに思っています。その辺、今3つぐらいちょっと疑問点を言わせていただいたと思うのですけれども、その点の回答をお願いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 回答させていただきます。

聞き方が拙一だというふうなご意見でしたけれども、我々内部的にアンケートを取ったり、保護者の方と話しする中でどういったアンケートの取り方をしたらいいかという考え方の中で今言った形としたというふうに報告を受けております。

あと、ここにも、1回目の答弁にも発言させていただきましたけれども、1歳児保育にしろ、保育時間の延長にしろ、まず体制を整えて、要するにちゃんときちんとした有資格者を置いて人数を確保した段階で、ではどっちを取り組んでいくかというふうにしようということを昨年来議会の中で説明を受けた際にそういったようなご回答をしてきたということで、それがきちんと伝わっていなかったという部分については伝え方がちょっと悪かったのかなと思いますけれども、私の考え方としては今のところ変わっておりませんので、そういった形の中で保育所の新たな体制づくりのために人材確保という部分については、先ほども申したように黙って待っていても人は来てくれないだろうということで、こちらから出かけて行って村のほうに来ていただけないかという取組はしておりますし、それも継続しているという状況ですので、その辺はお伝えをしておきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 高松保健福祉課長。

○保健福祉課長（高松重和君）今の村長の答弁で1歳児の部分と先般のアンケートの部分の回答であったかなと思いますので、私のほうから、今保育所の所長を兼任している私の立場として、冒頭ありました、いわゆる村の方針と現場のスタッフとの乖離という点について答弁させていただきたいと思います。乖離というふうなところをどう捉えるかというのはあると思うのですが、一般質問の回答にも村長のほうからありましたけれども、春に私が保健福祉課のほうに行くという発令を受けた段階で保育所にはとにかく研修を行って職員の資質をまず上げていこうということを明確に指示をされまして、その点につきましては道内のとある大学の僻地保育を専門とする先生を招いて何とか勉強できないかということで今コミュニケーションを取らせていただいている最中でもあります。先般の敬老会のと時の様子も、私も正直子供の安全性とお年寄りが喜ぶ声がどうなのか。その点につきましては、子供たちが最後歩いたり、いろんなことができたかなというふうに思っていますので、まずは研修等を含めてしっかり職員の資質を高めながら皆さんに期待される保育所に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再々質問はありますか。

連茂君。

○2番（連 茂君） どういう手法を取るかという、1歳児とか延長とかというのは村の考え方一つというか、もっと言えば村長の考え方一つかなというふうに思います。ぜひ実現してもらいたいなというふうなのが個人的に非常に多くて、自分の要望になりますけれども、僕は新規就農者で赤井川村に入って一番やっぱりきつかったのというのは、子供を保育所に通わせている何年間かなのです。病気をしたりだとか、泣いたから迎えに来てくれだとか、農業をやりながら、うわ、どうしようとかというふうな思いが非常に多かつ

たので、子供を預けることがいいのかどうかというのはいろんな部分でありますけれども、今現状としてはやっぱり働かなければいけないという経済的な理由が非常に大きいと思いますので、できれば可能ならばこの3つというのを実現できる体制、先ほど村長が言われたとおりまず体制を整えてからって当然そうだと思います。そちらのほう体制を整えて、実現に向かって走ってもらえればなとかって思います。

教育長からもお話ありましたけれども、こんなにちっちゃい村なので、特にこの赤井川村の保育というものというのは一つの目玉になると思うのです。魅力ある保育所というのができれば、それによって新しい移住者だとか、次世代のプレーヤーとかって今一生懸命赤井川村の中で育てようという話がありますけれども、その一環としてやはり直面するのはこの田舎で子育てをするというふうなことが前提になるので、その辺も含めて多分高松課長も手腕をいろいろ考えられてやられると思うのですけれども、ぜひその辺も子供を持つ親目線ですっきりとした保育、特色ある保育というのが赤井川でできるように要望を兼ねて一般質問を終わらせたいと思います。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

これで昼食休憩に入ります。午後は1時再開。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

一般質問を始めます。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 学校施設の維持管理について質問いたします。

子供たちが日々過ごし学び育つ場であり、災害時には避難所となる学校施設の維持管理について伺います。令和4年3月25日に閣議決定した第3次学校安全の推進に関する計画は、老朽化した学校施設の急増とそれに起因する事故の増加を背景に学校設置者による点検、対策の強化を求めています。

ちょっと長いのですが、そこから、閣議決定の中から抜粋して読み上げます。近年学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設、設備の点検については校長、教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。このため、学校設置者は専門家との連携など施設、設備の点検に関する実施体制の構築を検討することが重要である。事故を未然に防いでいくため安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

今年の4月には文科省よりこの閣議決定を踏襲し、改めて周知させていただくという文

面で学校施設における安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようにとの事務連絡がなされています。以上を踏まえて学校設置者である村の長であり、予算編成権を持つ村長に伺います。

1点目として、村内学校施設の点検体制について質問いたします。文科省の資料によりますと、市町村の点検体制については技術職員の不足、技術的知識を持つ者による定期的な点検の不足が課題として挙げられています。村の状況について伺います。

2点目として、修繕の必要な状況とその対応について伺います。同資料によりますと、劣化、損傷は大規模改修や長寿命化改修の改修サイクルよりも短い期間で発生するため、長期的な修繕計画がある場合であっても定期的に点検を実施し、必要な修繕等を行うことが不可欠、そうある一方で地方財政措置の額に対して市町村での維持修繕費の実績額が少ない、予防的な保全を行っていないという傾向が見られるそうです。適切なタイミングでの修繕は、施設の長寿命化、トータルコストの削減にも資するものと考えますが、主に財政的な理由から必要な修繕が先送りされていないでしょうか。村内各校の状況とその対応について伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 能登議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校施設の点検体制についてですけれども、消防設備や電気、機械設備などについては専門業者による法定点検を定期的に行っておりますが、校舎本体に係る専門家による定期点検は行っておりません。理由については、毎日の業務として学校管理者が校舎内外の異常の有無を確認する巡回を行っており、施設の不具合や危険箇所が見つかれば教育委員会事務局を通じて建設課建築係の資格者が現場を確認し、必要と確認されれば専門の業者に調査を依頼することで対応できているためであります。また、地震などの災害対応として照明などの落下危険物については、照明器具交換の際に安全を確認している状況にあります。

2点目の修繕が必要な状況とその対応についてですけれども、主に財政的な理由から必要な修繕がむやみに先送りされていないかのご質問ですが、各学校とも経年劣化により修繕を必要とする箇所は存在していると認識しています。特に子供たちが日々の学校生活に関わる危険と思われる箇所については、早い段階で対応を心がけていますが、大規模修繕を必要とする箇所については毎年の予算と相談しながら優劣をつける対応で改善を図っています。予算と相談しながらの対応がむやみに先送りと受け取られているのだと感じていますが、あらゆる公共施設については予算と相談しながら改善を図ることが村長として判断していく私の責務だと考えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 質問した趣旨、理由というのが何で学校の雨漏りはずっと直らないのだろうという素朴な思いからでした。なかなか随分前から雨漏りしているよってあちこちから話が出てくる割には全く改善される兆しがないので、今回質問いたしました。施設の維持管理というのは日常の丁寧な使い方もそうですし、小まめな維持管理、そういう点検に加えて、傷が小さなうちにメンテナンスきちんとやることがやっぱり長寿命化であるとか、また質問先ほども申しあげましたけれども、トータルコストという面でも、そのトータルコストについても資するものであるのかなと、そんないろいろ素人ながらに考えて質問つくった次第です。

答弁についての再質問についてですが、まず1点目、点検に関することだったのですけれども、毎日の業務として学校管理者が校舎内外の異常の有無確認する巡回を行っています。それで危険箇所が見つければ建築課の有資格者の職員さんと行って確認しということで、それで足りていますというお答えだったのですけれども、先ほどの質問の中でも申しあげました閣議決定の中にも書かれていました。もう一度読み上げますが、施設、設備の点検については校長、教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難であると書かれているのです。やっぱりそのとおりの部分もあるのだろうと思います。専門家が見る目と教職員、教員さんは教育が専門ですから、建物の管理といっても見る視点というのはやはり限界があるかと思えます。やはり毎日の点検はともかくとしても、例えば建築基準法にあるように年に1回とか定期的に有資格者に点検してもらう、こういうことを組み込んでいかないとなかなか難しいのではないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。建築課のほうに有資格者の方いらっしゃるということで、その方にも協力していただいて、村として定期的に学校のほうもそちらのほうの点検を行うということはアイデアとしていかがでしょうか。そのことを再質問いたします。

あと、2点目の財政的なことに関してなのですけれども、もちろん毎年の予算と相談しながらいろいろほかにもお金かかるところあるでしょうから、その中で優劣つけながらやっていくという、それはそのとおりのことだと思います。ただ、予算と相談しているうちに手後れになる、小さな傷がどんどん大きくなって余計お金がかかるようになってきたりとか、そういうこともやはり心配されます。今回質問をこのタイミングでしたのは、中学校の渡り廊下の雨漏りの状況がやっぱりここまでほっておくのかなというくらいのものに私が感じたからなのです。雨漏りしたものの床のほうまでが真っ黒になっていて、雨漏りの跡が。床ももうぶかぶかになってきて、こういう状況は果たして優劣つけた劣の部分なのかどうか、ほかに優先しているところはあるのかもしれないですけれども、これをほっておくとまたどんどん劣化は進みますよね。傷が小さいうちに、例えば基金なんかもあるので、そういうところからきちんとメンテナンスすることで建物も長もちしていきましょうし、それは本当素人考えですけれども、そういう印象もあつたので、お聞きしました。

予算についてですが、質問の中でも申しあげたように国としては毎年の交付税の中で学校の維持管理に関する措置、地方交付税措置していますということで資料にも書かれてい

ます。例えば地方交付税、村としては毎年幾らくらい概算で入ってきているのか、この辺額について確認したいのと、修繕に関する措置については地方債の措置であるとか、大規模改修に関する措置としては国庫補助のメニューなどあります。そういうものの活用についてはどのようにお考えか、その辺もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 修繕につきましては建設課のほうの定期点検という格好で、1人しかいませんので、今それを定期業務にするというのは、それは難しいかなと思いますけれども、今よりは中でけれども、そういったことを定期的にできればなということでいただきたいなというふうに思います。

2点目の点につきましては、今回の補正予算にも上げさせていただいているとおおり、遅いと言われるかもしれませんが、小中学校の改修、令和7年度についての点検について上げさせていただいていますので、そういった中で今そういった含めていただきたいというふうに。

あと、につきましては教育委員会の次長から。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） こちらのほうで金額の関係についてご回答させていただきます。

今村長のほうからもお話ありましたとおおり、来年度に向けて赤井川小学校と中学校の大規模改修のほうを予定しておりまして、それに向けて今回設計業務ということで計上させていただいております。赤井川小学校のほうは、お伝えしたとおおり統合に向けて赤井川小学校の校舎全体としては正面玄関の丸いドーム型の屋根のところは既に改修が終わっているところなので、それ以外の体育館や教室部分の屋根ですとか、外壁、内壁に関わる結構大規模な改修のほうをこの機会にというわけではないのですけれども、傷んでいる部分などのほうを全面改修したいというふうに考えております。中学校のほうにつきましては、目的としてはまずバリアフリー化ということで正面玄関、体育館の玄関ですとか、スロープをつけるというのをいろいろ業者さんや専門家さんに聞いて協議をしたのですけれども、なかなか除雪の関係ですとか、手数料をつけなければならないですとかという部分で問題がありまして、そもそも学校を設計していただいた業者さんに相談したところ、体育館と学校校舎の渡り廊下の部分の、今窓がついているのですけれども、そこに向かって地面を盛って、そもそもスロープではなくて土地を傾斜させて玄関のほうにスムーズにいけるようにするのが一番よろしいのではないかという提案をいただいて、それに向けて工事を予定しているところなのですけれども、あの部分が今能登議員のほうからお話がありました雨漏りがひどい部分ですので、そこも含めて改修のほうを令和7年度に向けて計画しているところでございます。そのほかには体育館部分のトイレは多目的トイレのほうに改修してバリアフリー化と。あとは、中学校のみちょっと玄関のほうから職員室が遠いというこ

とで、オートロックの機能をつけようかというところで、その部分について改修を予定しております。これは7年度に向けて進めているところでございますので、以上についてお答えさせていただきます。

割合についてなのですが、バリアフリーのほうについては全体の金額の3分の1で、統合のほうについては基本半額というか、10分の5なのですが、赤井川村は過疎地域ということで恐らく5.5が対象になるのではないかとということで申請を来年度に向けてする予定となっております。

以上でございます。

(「交付税」と呼ぶ者あり)

○教育委員会次長(藤田俊幸君) 交付税につきましては、財務係さんのほうで毎年交付税の算定の基礎数値ということで取り込んでいただいているのですが、こちらにつきましてはこの部分が幾ら学校のほうに割り当てられているという、全体で交付されるものですから、なかなかはっきりとは申せないのですが、そちらのほうでも措置はされているということで伺ってはおります。それが去年は幾らだったかというのは今手元に資料がないので、お答えは、必要であれば後ほどご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(岩井英明君) 再々質問。

能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) ありがとうございます。今の地方交付税です。維持管理に要する経費を地方交付税の基準財政需要額に算入しているということで、額はちょっと分からないということだったので、この資料だと小学校18級当たり建物等維持修繕費292万4,000円、施設設備保守点検料14万4,000円、これ基準ですから、赤井川にとってどういう額は分からないのですが、ぜひこうした金額も把握していただいて、先ほどちょっと申し上げたように予防的な保全、小さいけれども、これやっておけば先々役に立つ、そんな小さなメンテナンスということを毎年の学校の予算づけのときにちょっと意識していただきたいかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長(岩井英明君) 教育長。

○教育長(根井朗夫君) 今の交付税の割合にも関連することかなと思いますが、それほど大きな額の交付税ではない、先ほど次長が答弁したようにはっきりと確定した、そういった数値はまだ出せる状態ではありませんが、そんな大きな状況ではないのですが、ただ一つ言えることは学校安全計画に基づきまして法定点検で実施しなければならない計画に基づいた点検は、その法令の準じて実施しているのは確実にやっております。先ほどの説明の中に消防設備点検ですとか、電気保安検査、要するに点検ですけれども、の村長からの話がありましたが、そのほかにも地下タンク漏えい検査ですとか、遠赤外線暖房検査ですとか、遊具やFF石油暖房ですとか、それからあと消防の防火査察等が実施されていまして、消防は無償ですけれども、これらの予算がかかる、要するに専門家による検

査というのは、これは定期的に毎年実施しているところです。あと、先ほどご心配されました学校の中での安全の部分のところについても、学校安全計画を策定しまして防火計画ですとか、あるいは管理マニュアルの中で施設点検計画を策定し、本来であればこれは法令では学期に1回実施することになっているものを本村の場合、学校については1か月に1回点検している等の割ときめ細かいといえますか、そういう実施点検をした中でやっていますので、先ほどの雨漏りのことについても取りあえず見た目です。雨漏りの経過から色がちょっと変わっていたりとかという部分があって、その辺りをご心配されてのご発言、先ほどのお話かなと思います。今の場所等も含めて先ほどの消防設備点検ですとか、電気保安協会の要するに安全に関わる部分の協働的な部分ですとか、その辺りについては専門家に現状の段階では大丈夫ですよという話を伺っていましたので、その緊急性という部分ではなかった。むしろ緊急な状況のものから、要するに子供たちの生命とか、安全に関わるものを優先的に補修してきたという経緯はあります。ただ、御覧になって見ていただいたようにちょっと変色しているですとか、そういうところがありますので、先ほど次長の説明ありましたように今年度については、今年度というか、来年度予算についてそこも含めた改修計画というか、屋根、あるいは天井の補修等の改修は其中で実施すると、そんなふうな計画でございますので、多少というか、今ご心配いただいた子供たちの安全に関わる不安の部分については、一通り専門家のほうからは大丈夫ですよということは言われているということでご理解いただければなというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書について

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長（岩井英明君） 次に、事前に配付のとおり、札幌弁護士会連合会より、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書、北海道医療介護福祉労働組合連合会及び北海道勤労者医療協会労働組合より、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書、北海道町村議会議長会より、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の以上3件の陳情書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書、ほか2件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時22分散会）